

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 墓碑の未払金と債務控除

Q : 私の父は、墓所を移すために、新しい墓碑を石材店から購入しましたが、代金の一部が未払いのまま、先月亡くなりました。

ところで、相続税の計算をする際、この未払金も債務として控除できますか。

A : 墓碑の未払金は債務控除できません。

【解説】

相続税法では、相続又は遺贈によって取得した財産であっても、その財産の性質上又は社会政策的な見地等の理由から相続税の課税対象とすることが適当でない財産については、相続税の課税対象財産から除外することとしています。墓所、霊びょう（墓地、墓石及びおたまやのようなものをいうほか、これらのものの尊厳の維持のために必要な土地その他の物件も含まれます）及び祭具並びにこれに準ずるものは、この非課税財産に該当します。

そこで、この非課税財産の取扱いとの関係上、このような非課税財産の取得、維持、又は管理のために生じた債務の金額は、債務控除の対象にならないこととされているのです。

ご質問の場合、墓碑の未払金がお父さんの債務で相続開始の際に現に存する確実なものであることが明らかである場合であっても、その購入された墓碑が非課税財産となる関係上、その未払金については、相続税の計算上、債務控除することはできません。

ちなみに、いずれ墓碑を取得しなければならぬのであれば、生前にキャッシュで買うと、その額だけ相続財産から控除できることになり、相続税の負担も軽くなります。

